

有害物質の臭いと有害性について

Q

当社では、ヨットのボードを作っています。製造過程において有機溶剤をよく使用するため、定期的に有機溶剤健診ならびに作業環境測定等を実施していますが、いずれも問題のないよい結果を得ています。ただ溶剤のきつい臭いが気になります。人体への影響はどうか教えてください。

A

基本的には、有害物質の臭いと人体への影響（有害性）は、直接的な関係はありません。例えば、人体への有害性影響の目安となる濃度（許容濃度といいますが）の 1/100 以下のレベルであっても、悪臭や刺激臭という考え方をすれば、不快感として問題になります。有害物質の許容濃度と悪臭規制基準との関係の一例を、下記表に示しましたので参考にしてください。また逆に、まったく臭いが無いのに人体への影響があるような場合もあります。

従って、悪臭や刺激臭等の臭いについては“健康障害の防止”の観点からみるのではなく“快適な作業環境づくり”の観点から改善を行うことが望まれます。

管理目標レベルの設定

[健康障害の防止⇒快適な作業環境づくり]

表.1 許容濃度と悪臭規制基準

単位：ppm

物質名	許容濃度（産衛 2016）	悪臭規制基準（悪臭防止法）
アンモニア	25	1～5
硫化水素	5	0.02～0.2
アセトアルデヒド	50	0.05～0.5
スチレン	20	0.4～2

以上